

発注方式について

1 本施設の発注方式の検討

(1) 廃棄物処理施設の発注方式について

「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（環境省）において、廃棄物処理施設は高度な技術や機器の導入が必要となることから、廃棄物処理施設の発注方式は、価格だけでなく、技術そのものについて競争が働く発注方式の採用を求められています。

このことから、発注方式は総合評価落札方式及びプロポーザル方式について比較、検討を行います。

(2) 発注方式の採用実績

発注方式の採用実績について、兵庫県内の全ごみ処理施設及び全国のごみ焼却施設（処理能力 40～100 t / 日、供用開始 10 年以内の施設）を対象に調査を行いました。調査の結果を図表 1-1 に示します。

総合評価落札方式を採用している自治体が、33 自治体中 14 自治体と最も多く、次いでプロポーザル方式が 10 自治体、その他方式が 9 自治体でした。

図表 1-1 他都市の発注方式

発注方式	総合評価落札方式	プロポーザル方式	その他方式
他都市事例 (33 自治体)	14	10	9

(3) 本体施設の発注方式の比較

プロポーザル方式と総合評価落札方式の比較結果を図表 1-2 に示します。

両発注方式の、西脇市と多可町における採用実績を比較すると、プロポーザル方式による発注が多く、事業への導入がスムーズに行えます。また、専門性の高いごみ処理施設を整備する上では、優先交渉権者と契約内容を交渉する機会が確保されていることから、発注方式については「プロポーザル方式」を採用したいと考えています。

図表 1-2 発注方式の比較

	プロポーザル方式	総合評価落札方式
地方自治法上の位置づけ	随意契約	一般競争入札
契約手続までの手順	①事業発注の告示 ②資格審査・認定 ③提案書提出 ④評価（ヒアリング含む） ⑤優先交渉権者決定 ⑥契約交渉	①入札公告 ②資格審査・認定 ③入札書、提案書提出 ④評価（ヒアリング含む） ⑤落札者決定 ⑥契約交渉
事業者の選定	技術提案を主に評価する。価格に関わらず最も優れた内容の提案を採用することが可能である。（ただし、総合評価方式と同様に、価格点を設定している事例が多い。）	価格と技術提案を総合的に評価する。 価格抜きで審査の基準を設定することはできない。
契約交渉	事業者の提案に応じて契約内容を決めるため、柔軟性がある。	契約協議は行うが、入札価格は変更されない。
契約が締結に至らなかった場合	次順位者との交渉が可能である。	再入札が必要となる。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の持つ独自のノウハウや高い技術力に基づいた提案を強く反映することができる。 優先交渉権者との契約が不調に終わった場合でも、次順位者との交渉が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務受託者選定後の契約交渉の負担が少ない。 提案内容の評価と価格の評価をバランスよく組み合わせることができる。
デメリット (留意事項)	<ul style="list-style-type: none"> 見積限度額内で事業者は最良の技術提案をするため、事業費の高止まりが起きないように、留意する必要がある。 優先交渉権者との交渉では、発注者側に交渉能力が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札公告後の条件変更が困難である。 落札者と契約の締結に至らない場合、再度入札をやり直すこととなる。